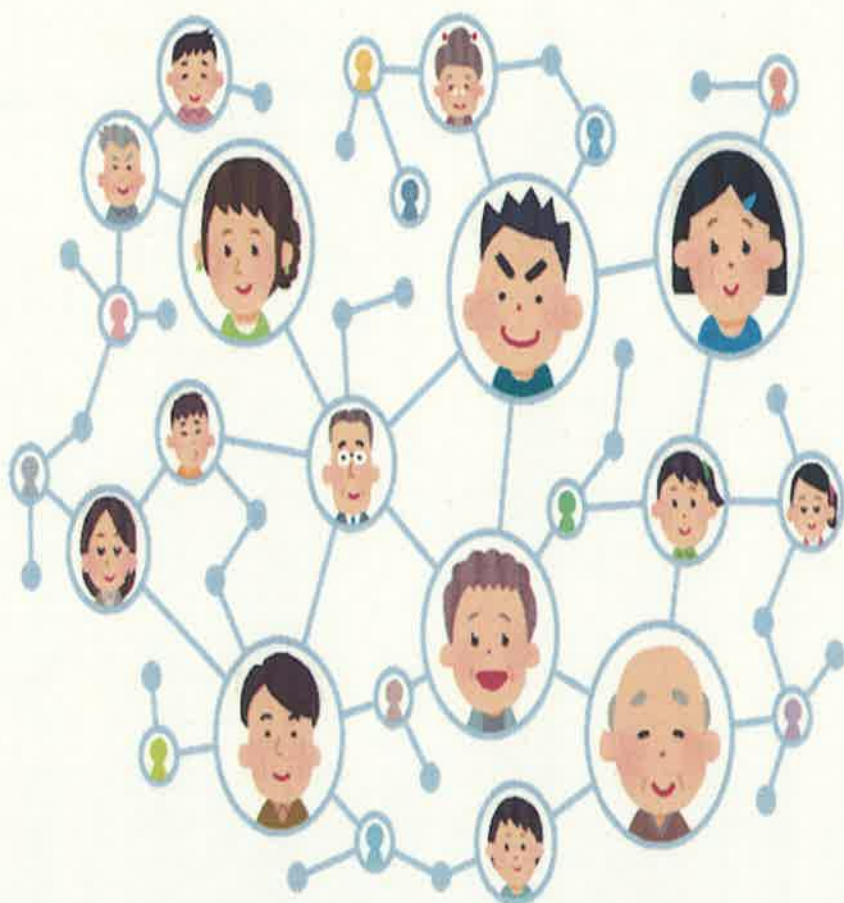


令和4年度 群馬県子ども・若者支援協議会  
県・市町村青少年相談担当職員研修会

困難な状況にある思春期の子ども・若者支援「社会資源の活用と支援の連携」シリーズ2



令和4年 12月12日(月) 13:15~16:15

群馬県公社総合ビル ホール

「子ども・若者支援情報メルマガ」配信を希望される方は、「所属・氏名・メールアドレス」を『[kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp)』までお送り下さい。

# 令和4年度「県・市町村青少年相談担当職員研修会」次第

令和4年12月12日(月) 午後1時15分～  
群馬県公社総合ビル ホール

## 1 開会

2 あいさつ 群馬県 生活こども部 児童福祉・青少年課長 中村 祐一

## 3 研修テーマ 「発達の特徴を持つ子ども・若者の社会的自立を支援する」

～ ライフステージに応じた切れ目ない相談支援の実現に向けて（乳幼児期・学齢期編）～

高校中退・中卒進路未決定者の相談・支援では、発達の特徴による対人関係のトラブルや失敗体験のトラウマ等で「ひきこもり状態」から一歩前に踏み出せないでいるケースも多くみられました。こうした発達特徴を持つ子ども・若者への支援も大きな課題になっています。

そこで、今年度から2年計画で「発達の特徴を持つ子ども・若者の社会的自立の支援」をテーマに支援者に向けて「乳幼児期」「学齢期」「思春期」「青年期」の各ライフステージにおける親御さんや本人の不安や悩みに対応する支援機関や社会資源の情報を提供するとともに、切れ目ない支援の実現に向けて縦・横の連携に取り組むための課題と対策について一緒に考えていきます。

## 4 研修スケジュール

時間	内容
13:20～13:55 (35 分間)	【プロローグ】 進行役 NPO 法人リンケージ理事長 臨床心理士 石川京子氏 ① 「発達の特徴を持つ子ども・若者の社会的自立支援の全体概要について」 群馬県障害政策課精神保健室 精神保健・発達支援係 主任 岡 直矢氏 ② 「子どもに会った時考えること（その子が育つとは）」 みどりクリニック 院長・医学博士 鈴木 基司氏
14:00～15:00 (60 分間)	【第1部 事例報告】 「乳幼児期・学齢期における発達障害に係る相談・支援機関の役割」 ① 「保健センター・こども発達支援センターの役割と相談・支援の状況」 前橋市子育て支援課こども健診係 係長 保健師 望月 恵氏 ② 「児童向けの福祉サービスを活用して本人の自立を支援する」 児童発達支援センター「つくし園」 園長 秋松 宗雄氏 ③ 「専門アドバイザーの仕事と学校支援」 渋川特別支援学校 特別支援教育専門アドバイザー 武井 絵里子氏 ④ 「発達障害の支援 ～児童相談所の場合～」 群馬県中央児童相談所 次長兼発達支援係長 吉田 喜美子氏
15:10～16:10 (60 分間)	【第2部 意見交換】 乳幼児期・学齢期の発達特徴の相談・支援における各機関の連携について、玉村町における取り組み事例の課題を受けて、登壇者で意見交換を行います。 ■ コーディネーター：NPO法人リンケージ理事長 石川京子氏 ■ 助言者：鈴木基司氏、岡直矢氏 ■ 事例報告：「～玉村町～健康福祉課（保健セ）・子ども育成課、学校教育課」 玉村町役場 健康福祉課課長補佐 畑中哲哉氏 ほか5名 ■ 登壇者：望月恵氏、秋松宗雄氏、武井絵里子氏、吉田喜美子氏
～16:15	【まとめ】 石川 京子氏

5 閉会(16:15 予定) 事務連絡 (アンケート回収など)

# 発達の特徴を持つ子ども・若者の社会的自立支援の全体概要について

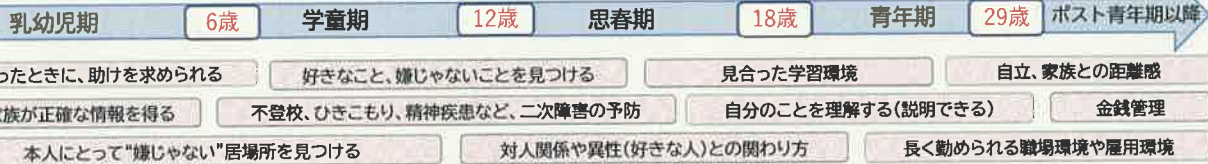
群馬県 障害政策課精神保健室  
精神保健・発達支援係 岡 直矢

発達の特徴を持つ子ども・若者の社会的自立の支援

県子ども・若者支援協議会

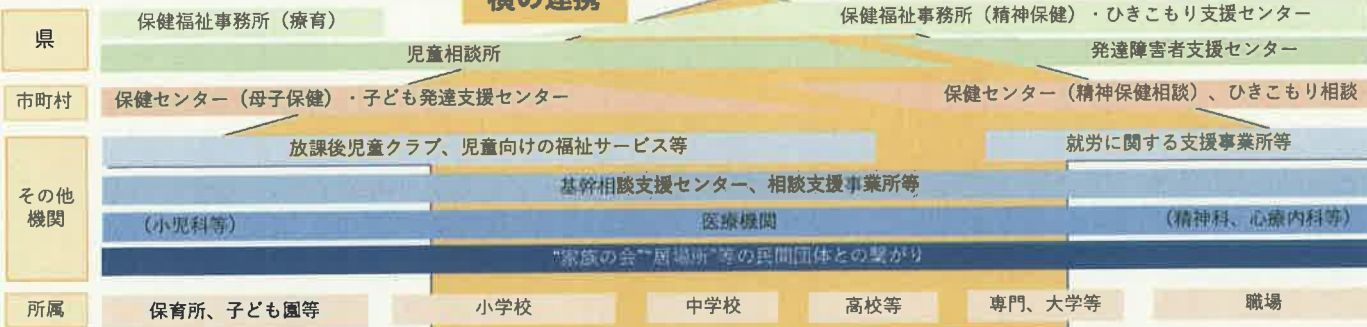
ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援の実現に向けて  
一次のステージに「つなげる」ために縦・横の連携に取り組む

縦の連携

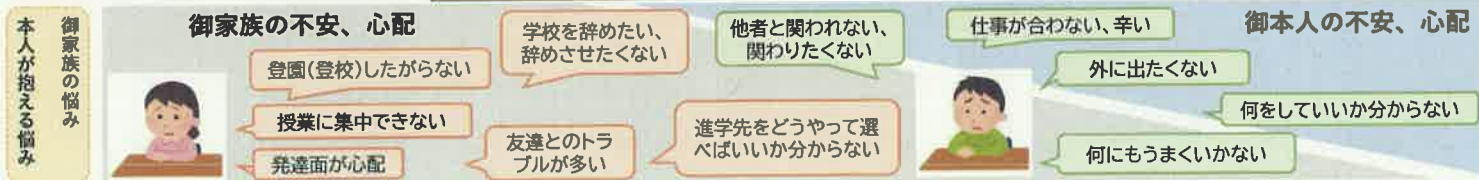


社会的自立の実現  
自分らしい

横の連携



関係機関に「隙間」があるため、各関係者が意識して連携を醸成する(縦と横の繋がりを作る)ことが必要



御家族の悩み  
本人が抱える悩み

# 子どもに出会った時考えること (その子が育つとは)

みどりクリニック

鈴木基司

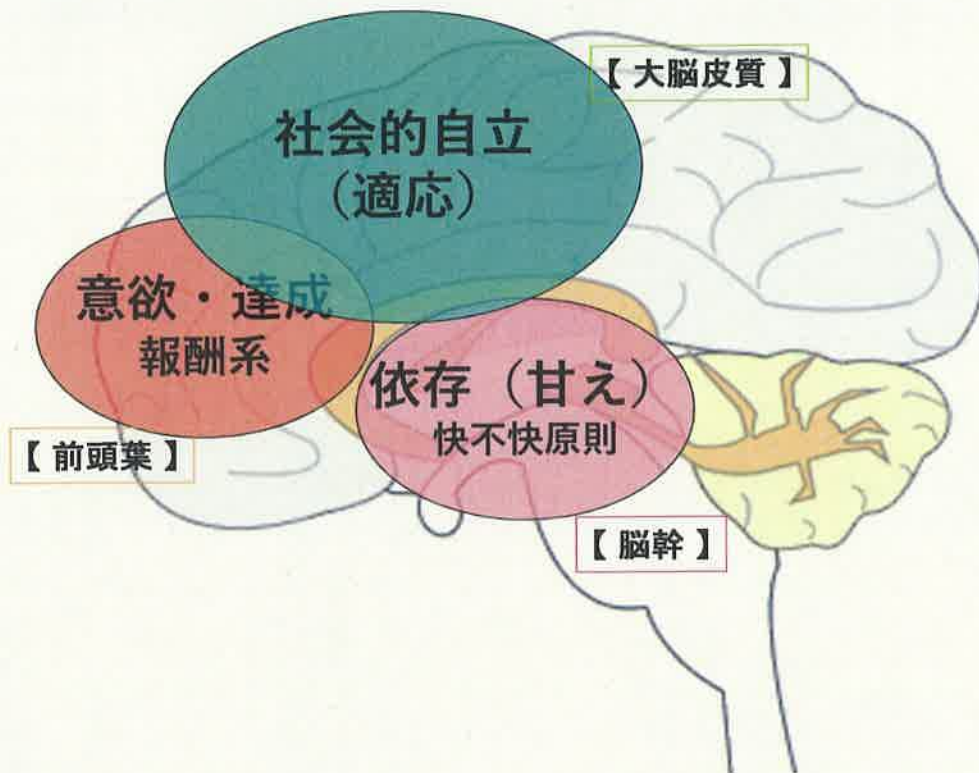
## 不快体験→不安→不安症

- ▶ 少なくとも数週、通常数ヶ月、連続してほとんど毎日「不安」が続く。通常、以下の要素を含む。
  - ▶ a) 心配（将来の不幸に関する気がかり）
  - ▶ b) 運動性緊張（そわそわ、落ち着かない、緊張性頭痛、振戦、寛げない）
  - ▶ c) 自律神経性過活動（発汗、頻脈や呼吸促拍、上腹部痛・不快、腹痛・下痢、不眠）
- @ 不安は、自身の不快再体験＝危険への感知



# 自己を構成する要素(イメージ図)

(各要素間で生ずる矛盾や葛藤→ストレス)



## 問題行動や身体症状

(生理的反応と診て、関係作りの契機に)

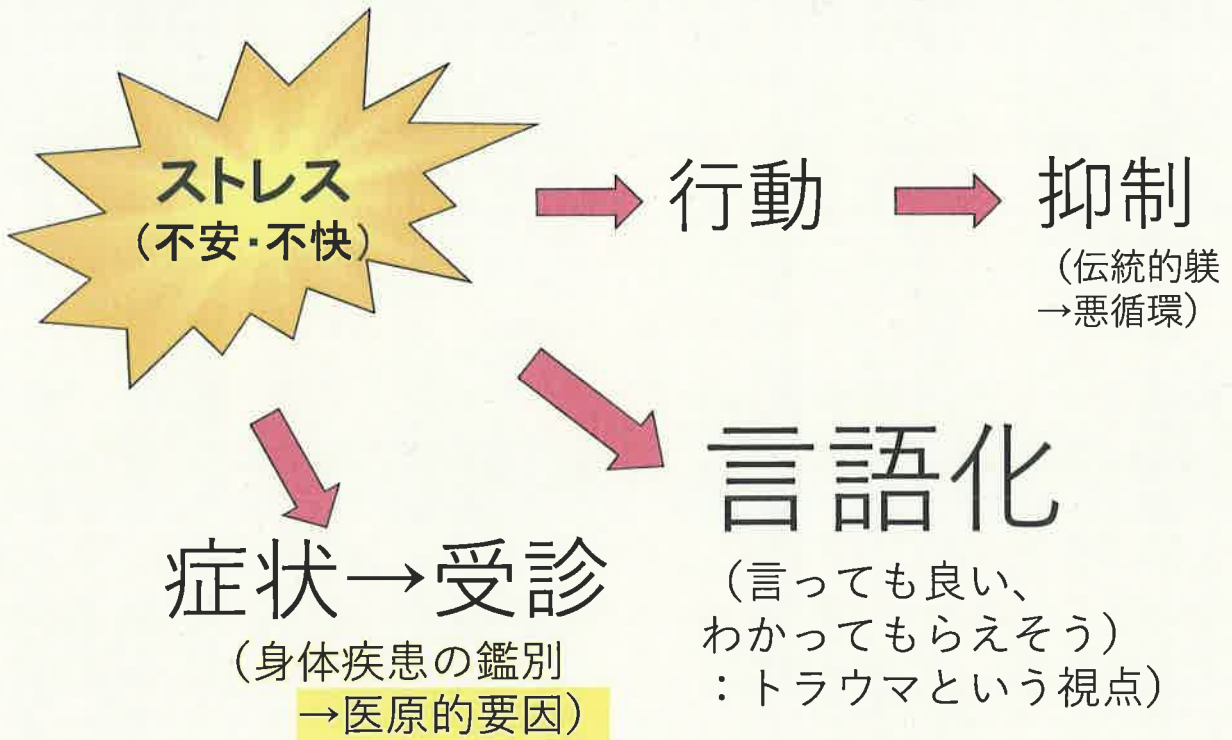
ストレス状態 (不快・不安が強く生ずる状態) では不安対応反応が起こる。(その子が出し易い反応)

- 1) 行動 (闘う・逃げる) : 回避、逃避、拒否、非難、攻撃、
- 2) 症状 (我慢して環境に適応) :
  - 常同行為 (チック、抜毛、爪噛み)
  - 身体症状 (自律神経失調・ホルモン分泌失調)
  - 精神症状 (不安、パニック、うつ)
  - 摂食障害 (拒食、過食、過食・嘔吐)
  - 強迫症状 (洗浄強迫、確認癖、強迫観念)
  - 乖離 (欠神、失歩、失声、遁走)

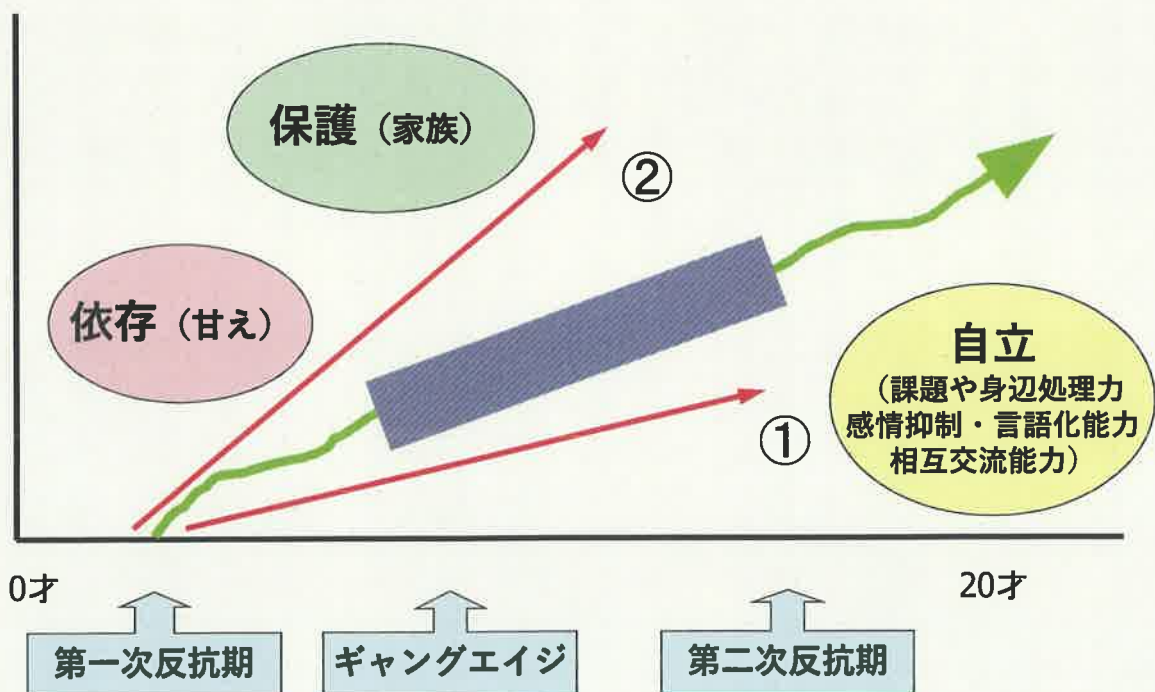
\* 行動は程よいレベルを越えると問題行動とされる。

\* 行動は学習的、症状は生物学的脆弱性と絡むが学習も。

# ストレスと反応



## 発達についてのイメージ図



## 対応(子育て)目標は、**適応力**を伸ばすことと 抱えた**不安**を発信する力をつけること

**役割を意識した連携** (一人二役は不信を買う)

- ① その子の不安を受け止める人 (保護者中心) :  
健康に生きていることが最大の価値
- ② 程よい促しをする人 (学校スタッフ等) :  
当初は外から、本人の状態を観ながら
- ③ 第三者的存在 (心理師など) : 保護者の不安緩和から
- ④ 医療的介入 (児童精神科、心療内科) :  
薬剤の適切な使用も考慮 (拒否的な場合もあり)

\* 身体症状や睡眠等での困り感、イライラ感や心配感を

## 困難な状態を生じさせ易い因子(1)

### 環境側因子

- A) 家族の保護機能不全 (依存保障が不十分)
  - 1) 社会・文化的価値基準からの期待が過剰 (家庭の背景や同胞との比較も..)、一方向的対応が中心の保護者。
  - 2) 時間的余裕が不十分 (仕事、手のかかる同胞・家族員)
  - 3) 精神的余裕が不十分 (強度の家族内葛藤、保護者の精神的不安定状態: 精神疾患等): 三代は遡って検討
  - 4) 相性 (組み合わせ、例えば、母子共に強い執着傾向)
- B) 社会・文化的因子:
  - 1) 自然や子ども集団での遊び不足 (執着傾向の持ち越し)
  - 2) 単一的価値基準による評価への早期曝露 (執着助長)

## 困難な状態を生じさせ易い因子(2)

個体側因子（個性ということではすませ難い特性：時代・文化）

A) 持ち合わせた気質（程度＝スペクトラムゆえ、評価困難）

- 1) 執着（固執）傾向：一度、思い込んだり、感情を持った後の可変性の程度。（働きかけへの受け入れ度：柔軟性）
- 2) 強い執着傾向と求められた領域での比較的高い能力が重なると完璧主義的志向を早期に形成しかねない。

B) 社会文化への適応能力の偏倚（発達障害：程度の問題）

- 1) 情報記銘力（知能・学習達成力に主として関連）
- 2) 情報統合：処理（外部入力処理の円滑性・併行処理  
経験知との参照：相互交流の質に主として関連）

## 広汎性発達障害（ICD-10）

相互的な社会関係とコミュニケーションのパターンにおける質的障害、および限局した常同的で反復的な関心と活動の幅によって特徴づけられる一群の障害。程度の差はあるが、これらの質的異常は、あらゆる状況において、

その人の機能に広汎に見られる特徴である。

（生後5年以内に明らか・・・、行動的特徴に基づいて診断・・・）

下位分類、小児自閉症、非定型自閉症、アスペルガー症候群、レット症候群、他の広汎性発達障害。→自閉スペクトラム症に

- ① 多くの錯綜した情報から優先順位を意識した選択が困難
- ② 一般（普遍）化や概念（抽象）化が困難
- ③ 対象との適切な距離がとれない（感情や興味が絡み過ぎる）

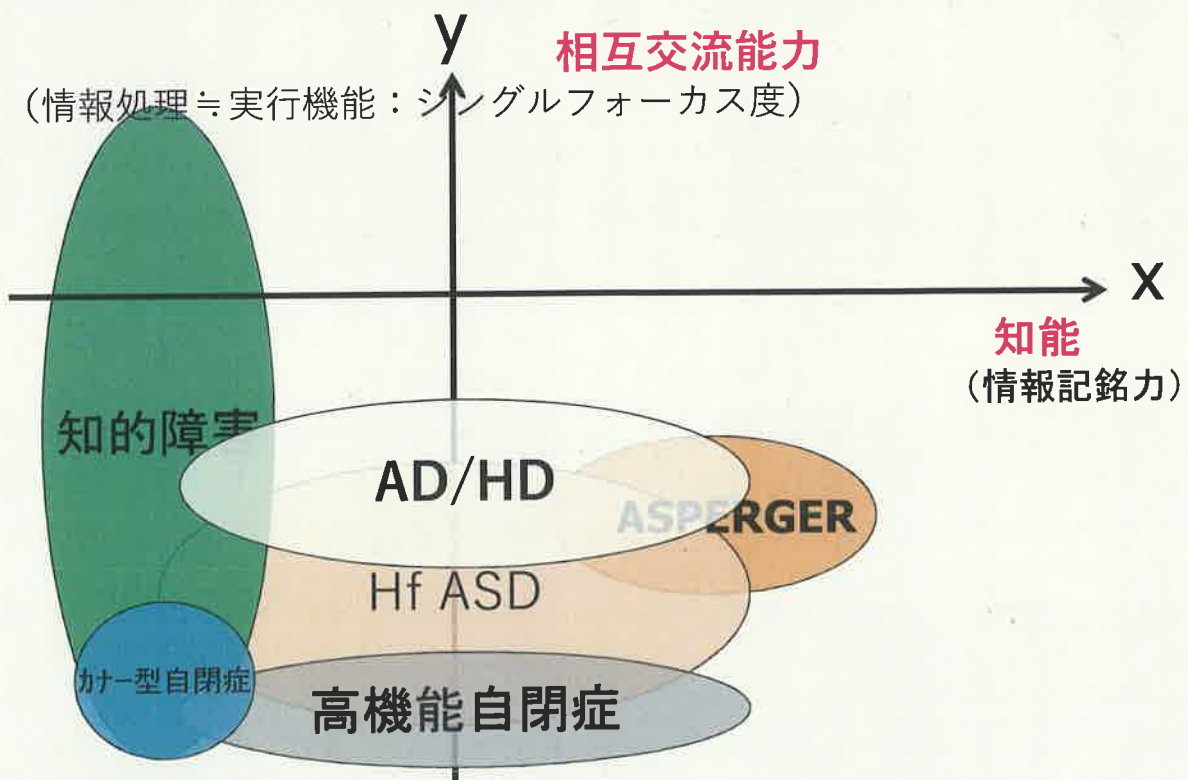


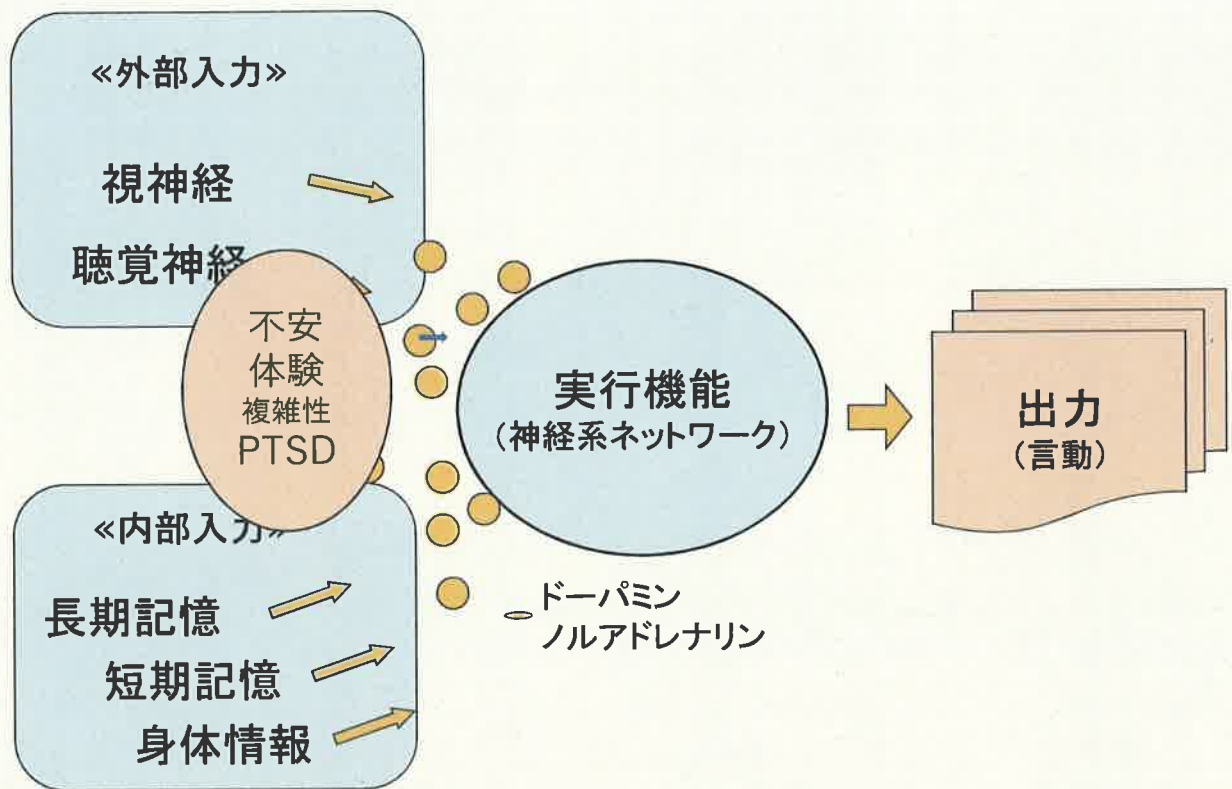
# 注意欠如多動症

▶以下の1)、2)のどちらかで、6項目以上が6ヶ月継続、(その程度は不適応的で発達水準に相応しない。)

- 1) a:綿密な注意ができない、不注意な過ちをおかす  
b:活動で注意持続困難 c:話しかけられた時、聞いてないように見える e:順序立てが困難 g:必要なものをなくす h:外部刺激で容易に注意をそらされる
- 2) a:手をそわそわと動かし、椅子の上でもじもじする。  
b:座っていることを要求される状況で席を離れる。  
e:じっとしていない。 f:しばしばしゃべりすぎ。
- 3) 衝動性:出し抜けに答、順番待ち困難、妨害や邪魔

## 適応するための能力から見た分布(私論)





## ADHDへの薬剤(メチルフェニデート徐放剤)

かなり有用性ありという印象 (純粋なADHD)  
服用による違いを自覚できる。

- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*
- ▶ \*

- \* 宿題が早くできるようになった。
- \* 課題に集中し易い。聞き逃しが減った。
- \* 先生に怒られなくなった。
- \* 何か、楽になった気がする。
  - \* 友達と喧嘩することが減った。
  - \* 縛られている気がする
  - \* 自分じゃない感じがする
  - \* 頭が疲れる感じがする。

# 思春期に生じ易い問題

(とくに発達障害を有する子ども)

個体特性と環境との相互交流の蓄積＝個性。

@ 執着傾向強度 (思いこみ、頑迷→周囲の感情惹起)

@ 被害感が強くなりがち → 不安亢進

@ 外向的な子 → 攻撃的に自己防衛

@ 内向的な子 → うつ的反応 や乖離症状

@ 知的能力が十分にある場合、悩ましい心性  
が生ずる (他者と自分が違う)。

@ 年齢が長じてから他者に関心や愛着を抱く。

(皆と同じようになりたい)

注: 執着傾向強度→言語化がそもそも苦手 (100か0)

注: 伝統的教育・躰 (問題行動抑制型、100負荷型) は将来の  
問題行動や完璧主義の助長因子となり易い。

保健センター・こども発達支援センターの  
役割と相談・支援の状況

前橋市子育て支援課 望月 恵

### 前橋市の概要

	男	女	合計
人口	162,466人	169,597人	332,063人

(令和4年3月末現在)

世帯数 152,358 世帯 (令和4年3月末)  
出生数 2,191 人 (令和2年)  
出生率(人口千対) 6.6 (令和2年)

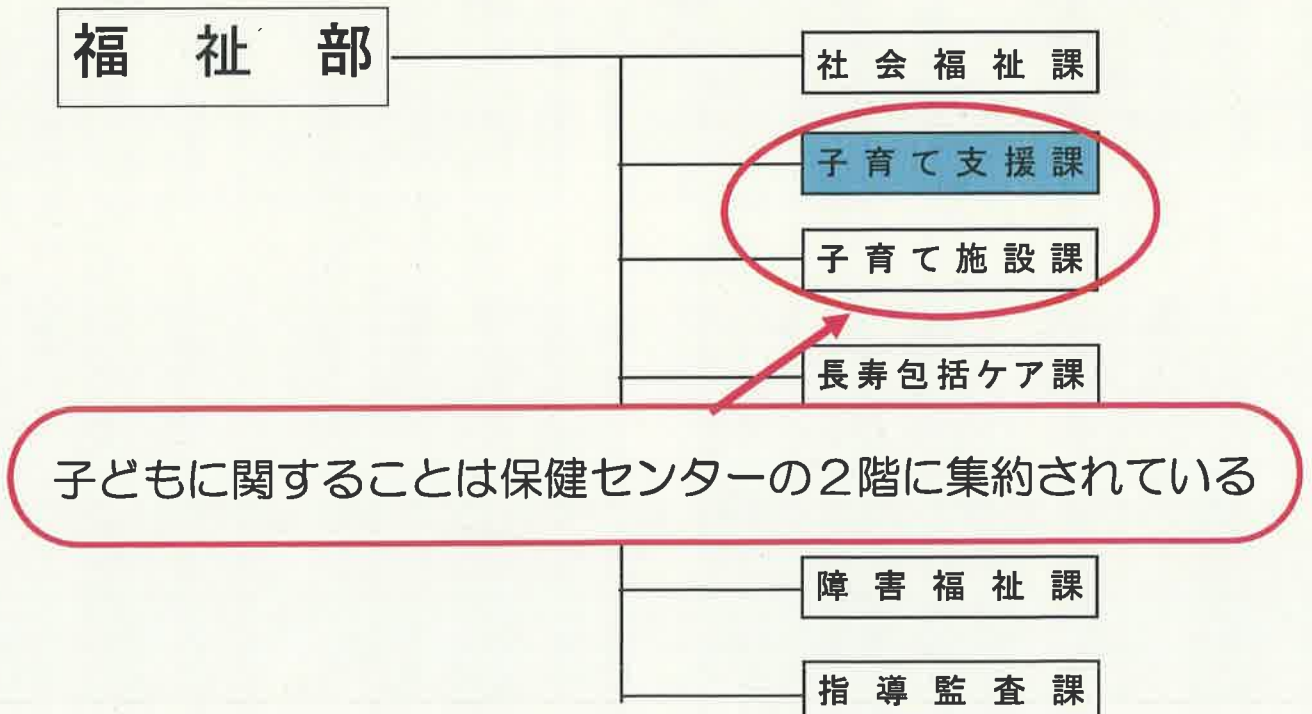


# 前橋市保健センターと前橋市こども発達支援センター



## 前橋市組織体制

(令和4年4月1日現在)





## 子育て支援課(6係)

- 子育て支援少子化対策室：13人【課長・事務7・嘱託員5(母子父子自立支援員2・事務3)】  
【主な業務】児童手当、児童扶養手当、母子父子福祉、母子父子寡婦福祉資金貸付等に関する  
こと
- 家庭児童相談支援係：7人【事務4・社会福祉士1・家庭相談員2(再任用1・嘱託員1)】  
【主な業務】児童虐待、要保護児童対策及び支援、家庭児童相談、母子生活支援施設入所等に  
関すること
- 地域子育て係：15人【保健師13(内嘱託員2)・助産師2】  
【主な業務】妊婦健診、産後健診、新生児聴覚検査、産後ケア、産後ヘルパー、新生児訪問、  
子育て世代包括支援センター、その他の母子保健・子育て支援事業等に関すること
- こども健診係：15人【保健師11・作業療法士1・保育士2(内再任用1)・臨床心理士1】  
【主な業務】乳幼児健診、その他の母子保健・子育て支援事業等に関すること
- 母子健康係：13人【保健師5・管理栄養士3(内再任用1)・歯科衛生士2・事務3(内臨時1)】  
【主な業務】健康教育、健康相談、妊婦歯科健診、不妊・不育助成、未熟児養育医療、その他  
の母子保健・子育て支援事業等に関すること
- こども発達支援センター：12人【保健師3・保育士2(内再任用1)・作業療法士2・教員1・  
臨床心理士3(内嘱託員1)・公認心理師1(嘱託員)】  
【主な業務】発達障害児等への相談・療育相談、保護者支援等・就学児及び児童生徒の支援に  
関すること

5

## 我が国の母子保健行政のあゆみ①

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

- 1937年 保健所法の制定
- 1937年 母子保護法、1938年 社会福祉事業法の制定
- 1938年 厚生省(現、厚生労働省)設置
- 1940年 国民体力法の制定、1941年 人口政策確立要綱を決定
- 1942年 妊産婦手帳制度(現、母子健康手帳)の開始
- 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定
- 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行
- 1965年 **母子保健法制定** (児童福祉法から独立)・施行(1966年)

～ 児童福祉法、予防接種法、母子保健法のもとで、施策の整備・充実 ～

- 妊婦・乳幼児への健康診査の徹底
- 妊産婦・乳幼児への保健指導の充実
- 先天性代謝異常等検査事業の実施・充実
- 未熟児養育医療の給付、慢性疾患を抱える児童への医療費助成、結核児童の療育医療の給付等の公費負担医療の実施・充実
- 妊婦・乳幼児への予防接種の徹底

# 我が国の母子保健行政のあゆみ②

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善

○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

1994年 「エンゼルプラン」の策定

母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)

1999年 「新エンゼルプラン」の策定

2000年 「健やか親子21」(2001～2010年)の策定

2004年 不妊治療への助成事業の創設

「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定

2009年 「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、2014年までとする

※次世代育成支援対策推進法に基づく計画と一体的に推進するため計画期間をそろえた

2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率などが世界有数の低率国に

○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015～2024年度)の策定

子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)

※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化

※母子健康包括支援センターの全国展開

2018年 成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)

2019年 母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行)

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修資料より抜粋

7

## 母子保健法の概要

### 1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子

乳児…1歳に満たない者

幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

新生児…出生後28日を経過しない乳児

### 3. 主な規定

#### 1. 保健指導(第10条)

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

#### 2. 健康診査(第12条、第13条)

・市町村は1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。

・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

#### 3. 妊娠の届出(第15条)

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

#### 4. 母子健康手帳(第16条)

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

#### 5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診察を受けることを勧奨するものとする。

#### 6. 産後ケア事業(第17条の2)

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

※令和3年4月1日施行予定

#### 7. 低体重児の届出(第18条)

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届け出なければならない。

#### 8. 養育医療(第20条)

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

#### 9. 母子健康包括支援センター(第22条)

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修資料より抜粋

8



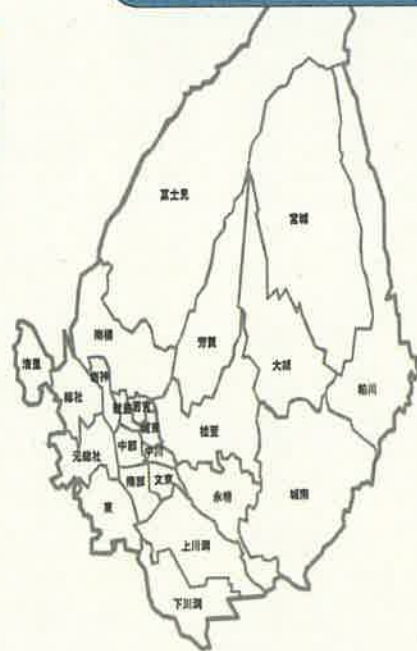
# 地区担当保健師

前橋市  
23行政区

福祉部  
子育て支援課

健康部  
健康増進課

母子保健・成人保健の保健師で  
地区管理



## 前橋市母子保健事業と支援の流れ

		妊娠期	乳児期	幼児期	学童期
育児支援・健康教育等 保健センター	母子健康手帳交付 (アンケート・医療機関からの情報)	ハローベビークラス	出生連絡等(出生連絡票・電話・医療機関等からの情報) 新生児訪問 未熟児養育医療給付事業 未熟児訪問指導 こんにちは赤ちゃん訪問事業 ひよこクラス 離乳食講習会 もくもく教室		
	健康診査	妊婦健診 妊婦歯科健診	産婦健診 3〜4か月児健診 9〜10か月児健診	1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳児健診	5歳児就学前健診
こども発達支援センター	発達相談・支援	窓口・電話相談/訪問指導/ここに健康相談			
				めだかクラス あひるクラス らっこクラス ペンギンクラス イルカ/くじらクラス のびのびあそぼう会	
		エンゼルサポート(幼児発達相談) のびのび発達相談 かなりあ部屋(こどぼの相談) ブルーベリーの会(ダウン症親の会) 東所相談/電話相談/コンサルテーション			
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>【特定妊婦】</span> <span>【要支援・要保護児童】</span> </div>			

# 1 歳6か月児健康診査

- 1 健診票（前橋市医師会と協議作成）  
チェック項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
  - 運動面
  - 言語・表出（量と質）
  - 社会性（合視・共同注意など）
  - 保護者の心配や困り感
- 3 診断（前橋市医師会で診断基準）
  - 言語については4語以下は精検→主治医へ
- 4 事後フォロー（基準マニュアル作成）



11

# 2 歳児歯科健康診査

- 1 健診票  
歯科健診  
二次質問票（一部M-CHATを導入した内容）
- 2 主な問診内容
  - 運動面
  - 言語 2語文（言語数量と質を含めて）
  - 社会性（機能的遊びなど）
  - 保護者の心配や困り感
- 3 事後フォロー（基準マニュアル作成）



12

## 3歳児健康診査

- 1 健診票（前橋市医師会と協議作成）  
確認項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
  - ・運動面
  - ・言語（会話の成立 など）
  - ・社会性（機能的遊び 同年代とのコミュニケーションなど）
  - ・保護者の心配事や困り感
- 3 眼・耳アンケート
- 4 尿検査
- 5 屈折検査
- 6 診断（前橋市医師会で診断基準）
- 7 事後フォロー（基準マニュアル作成）



13

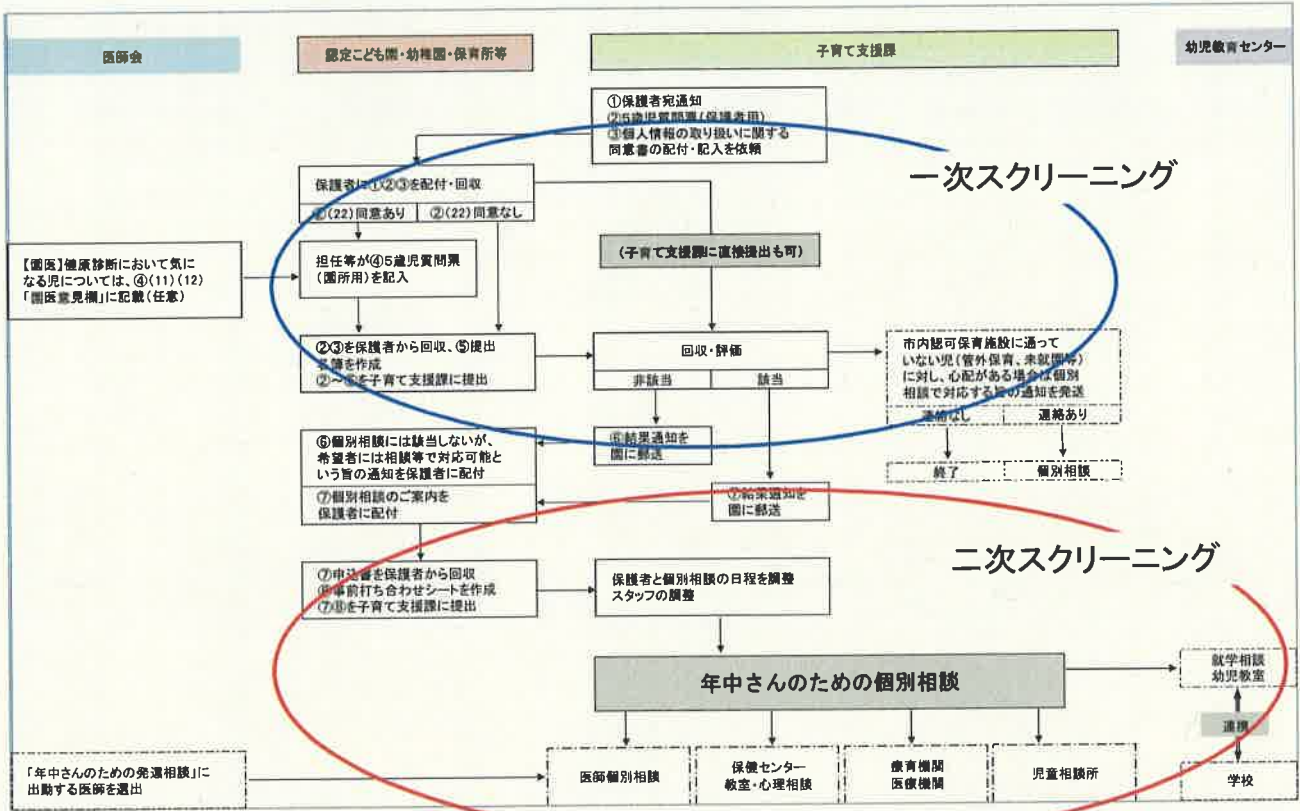
## 5歳児就学前健康診査

- 1 実施方法  
保護者及び担任（同意があった児のみ）に質問票を配付。質問票に回答後、基準以上の児をについては個別相談の案内する『抽出型個別相談方式』で実施。
- 2 対象児  
健診実施年度に満5歳を迎える年中児

14



# 5歳児就学前健康診査体制



## 前橋市こども発達支援センターの役割

### ○前橋市こども発達支援センター設置規則

(平成25年3月29日 規則第43号)

#### (設置)

第1条 発達障害等があるこどもを含めたこどもの発達に関する支援及び良好な親子関係の構築を図る上で必要な発達相談、心理相談、親子教室等の支援事業を行うため、前橋市こども発達支援センター(以下「センター」という。)を置く。

#### (事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 早期療育支援事業
- (2) 運動発達支援事業
- (3) 発達相談
- (4) 心理相談
- (5) その他養育支援に関すること

※発達障害者支援法 第14条の「発達障害者支援センター」とは異なります。

# 発達障害者支援法 (H16年法律第167号)

(児童の発達障害の早期発見等)

第五条 市町村は、母子保健法（S40年法律第141号）第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない

2 市町村の教育委員会は、学校保健安全法（S33年法律第56号）第11条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない

## 前橋市 こども発達支援センター

こども発達支援センターは、お子さんの発達に心配のあるご家族が気軽に相談できるところです。  
専門スタッフがお子さんとご家族をサポートします。



### 対象

前橋市内にお住まいのお子さん  
(0歳～15歳(中学3年生))及び保護者

### 相談方法

電話相談 (随時)  
来所相談 (予約制)  
訪問相談 (予約制)

### 利用時間

土日祝、年末年始除く平日  
8:30～17:15

### 費用

相談は無料です。



### 交通案内

- JR前橋駅より徒歩30分
- 上毛電鉄片貝駅・三保駅・城東駅より徒歩15分
- 日本中央バス  
「旧日赤前」下車5分  
「保健センター入り口」下車2分
- マイバス  
「東園環13 保健所・保健センター」下車1分

## 前橋市 こども発達支援センター



### 問い合わせ先

前橋市子育て支援課  
こども発達支援センター  
027-220-5735  
相談専用電話  
027-220-5707

**お子さんの発達で心配なことは  
ありませんか？**

- ことばがでない、ことばが遅い
- 発音や話し方が気になる
- 名前を呼んでも振り向かない
- ひとりすわりや歩くことがなかなかできない
- おもちゃやお友達に興味をしめさない
- 落ち着きがなく、集中して遊べない

**子育てをしていて不安や心配は  
ありませんか？**

- 育て方が悪いのか
- 甘やかしすぎたからではないか
- どのように子どもと関わっていいのかわからない
- 言うことを聞かないので、かわいいと思えない

**事業内容**

- 子どもの相談
  - 発達全般の相談
  - ことばの相談
  - 身体のごちよさの相談
- 保護者の相談
- 親子教室
- 運動発達教室
- ペアレント・トレーニング
- 保育所、保育園、幼稚園訪問支援
- 小中学校（特別支援教育等）との連携
- 出前講座



**気軽にご相談ください**

不安や心配なことがあったら、お電話ください。

TEL 027-220-5707

お子さんに合った関わり方を一緒に考えていきましょう。



相談内容に応じて、関係機関の情報提供なども行います。

**こども発達支援センター事業**

**早期療育支援事業**

(あそびを中心とした小集団活動を通じた助言・指導)

事業名	事業内容	対象者	実施期間(回数)	従事者
あそびの教室 めだかクラス	発達に心配があり、療育的な関わりを必要としている児とその保護者を対象に、あそびを中心とした集団活動の中で経過観察を行い、児の発達状況を適切に把握し、指導・助言等の支援をすると共に、保護者の不安解消を図る。 また、保護者が児の障害の可能性を認識し、理解ができるような場とし、必要に応じて早期に療育や関係機関に繋がるための支援を行う。(予約制)	1歳半～2歳2か月児	24回	保育士 保健師 作業療法士 心理士
あそびの教室 あひるクラス		2歳3か月～3歳0か月児	24回	保育士 保健師 作業療法士 心理士
あそびの教室 ペンギンクラス		3歳6か月～年少児	23回	保育士 保健師 作業療法士 心理士
あそびの教室 らっこクラス		2歳6か月～3歳6か月児	6コース (10～15回) 計30回	保育士 保健師 作業療法士 心理士 管理栄養士 歯科衛生士
あそびの教室 イルカクラス		年中・年長児 衝動性や多動傾向の強い児	12回	保育士 保健師 作業療法士 心理士
あそびの教室 くじらクラス		年中・年長児 自閉傾向や対人緊張の強い児	12回	保育士 保健師 作業療法士 心理士 言語聴覚士

## 運動発達支援事業(運動発達を促すあそびを通じた支援)

事業名	事業内容	対象者	実施期間 (回数)	従事者
のびのびあそぼう会	不器用・運動が苦手な年長児に対し、自分の身体の動かし方や運動の楽しさを体感してもらい、保護者には運動の習慣づけを意識してもらえるよう支援する。(公開、予約制)	運動面に不器用さのある年長児	12回	作業療法士 保育士 教員 保健師
のびのびあそぼう会 てんとむしクラス	個別相談やあそびの教室に参加歴があり、不器用・運動面の苦手さ、かつ個別フォローが必要と思われる年長児に対し、上記の支援を行う。また、保護者と児の様子を共有し、適した関わり方を支援する。(非公開、予約制)	運動面に不器用さのある年長児	12回	
のびのびあそぼう会 とんぼクラス			12回	

21

## 相談支援事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間 (回数)	従事者
のびのび発達相談	発達に心配のある児童と保護者に対し、発達専門医が支援方法を助言、指導する。(予約制)	発達に心配のある児と保護者	24回	発達専門医 保健師 保育士 心理士 作業療法士
エンゼルサポート (幼児発達相談)	言語面や行動面で心配のある児童と保護者に対して、心理士が個別の相談を実施し、その児が持っている力を十分発揮できるよう支援する。(予約制)		12回	心理士
かなりあの部屋 (ことばの相談)	言語面に心配(吃音・発音不明瞭等)のある児童に対して、観察を行い支援する。(予約制)		12回	言語聴覚士 保健師
電話相談	子どもの発達に心配のある保護者からの電話相談に対応する。		通年	保健師 保育士 作業療法士 教員 心理士
来所個別相談	児童の発達状況や特性を面接により把握し、その児が持っている力を十分に発揮できるよう支援すると共に、保護者の心配や不安に対応する。(予約制)		随時	心理士 作業療法士 保育士 教員 保健師
作業療法相談	発達段階に合った作業活動を用いて、姿勢・運動・操作等の視点から、個別に遊び・日常生活技能・学習基礎能力の指導、援助を行う。(予約制)		随時	作業療法士

22

## 保護者支援事業

事業名	事業内容	対象者	実施期間 (回数)	従事者
きりん心理 (心理相談)	育児不安や、親子関係、虐待の予防のため、悩みを持つ母親に対し、心理士が個別の相談を実施する。(予約制)	育児に不安や心配のある母	48回	心理士
ペアレント・トレーニング	発達障害または発達特性のある子どもの行動に焦点を当て、具体的にどのような対応ができるかプログラムに沿ってグループで学習する。(予約制)	発達に心配のある児の保護者	随時	保健師 保育士 作業療法士
ダウン症親の会 (ブルーベリーの会)	同じ悩みを持つ親の情報交換や交流を中心に、必要に応じて保健師が個別の相談を実施する。(登録制)	ダウン症児の保護者	12回	保健師

23

## 地区担当保健師とこども発達支援センターの連携

### 地区担当保健師

- 健康診査・相談等で気になる子や保護者等を把握
- こどもの発達面での相談やフォローが必要と判断
- 保護者の同意を得る

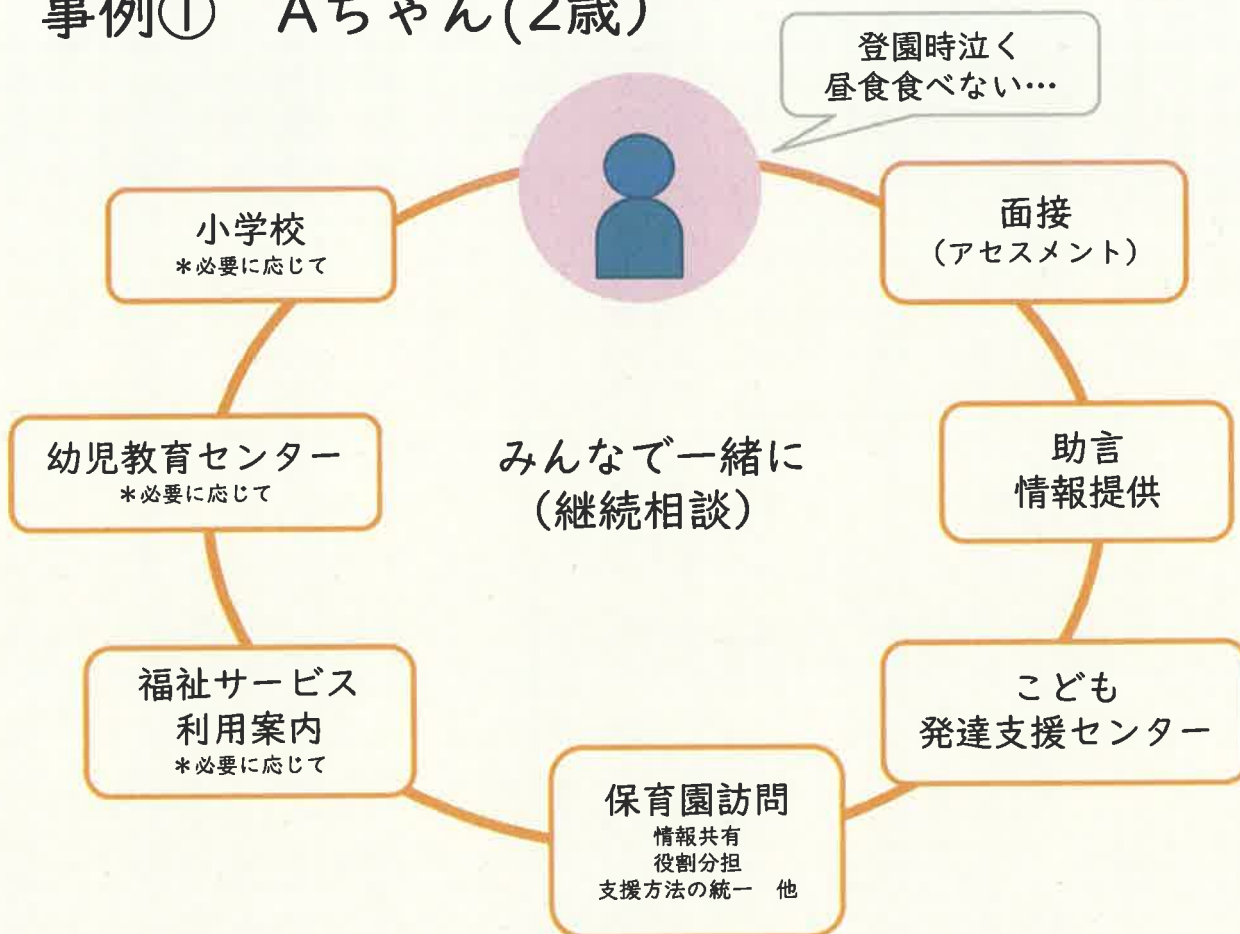
つなぐ

こども発達支援センター

24



## 事例① Aちゃん(2歳)



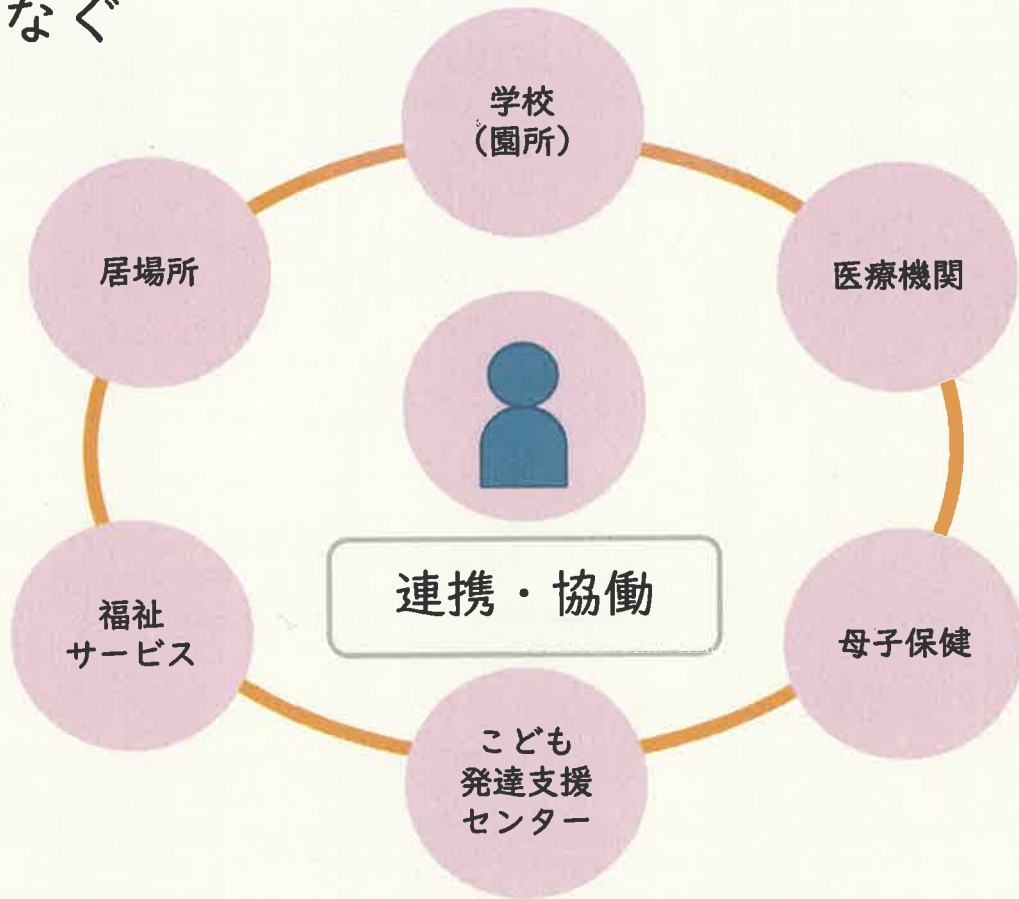
25

## 事例② Bさん (中2)



26


つなぐ



27

ご静聴ありがとうございました





# 児童向けの福祉サービス を活用して本人の自立を 支援する

社会福祉法人浜川会 つくし園

園長 秋松 宗雄

---

## 不登校児の数

- 全国の小学生の不登校の割合

令和2年度 約1% (文科省調査)

令和3年度 約1.3% (文科省調査)

- 高崎市の小学生の数で不登校児を推計する

令和2年度 191人

令和3年度 244人

---

## 不登校児童における 発達障害を持つ子の割合

- 小学生で4~16%
  - 40% (金原)
  - 57% (鈴木等 旭川医科大学小児科 2007  
~2009調査)
  - 不登校になるまで診断を受けていない子  
87% (鈴木等 旭川医科大学小児科  
2007~2009年調査)
- 

## 不登校になるかもしれない子 たちの幼児期の現状

- 幼稚園・保育園を巡回して、感じる健診で「指摘なし」の子の多さ  
→健診の項目は通過するが、集団適応が難しい。
  - 発達の特徴を幼稚園・保育園・こども園の先生は知っている。  
保護者は知らない (集団に入らないと不適応を起こさない場合もある)
  - 園からの情報提供で子どもを知った学校  
も、就学後では具体的な対応ができない可能性も…。
-

## 発達障害（自閉症）について

- 自閉症の特性
- 自閉症の学習スタイル

■ 社会的要求が能力の限界を超えるまでは症状は完全に明らかにならないかもしれないし、その後の生活で学んだ対応の仕方によって隠されている場合もある（DSM-5 米国精神医学会）

---

## 幼児期に求められる大切なこと

- 特性、学習スタイルを児童と保護者と園、事業所が共有できるか？
  - 「社会的要求が能力の限界を超える」のはどんな時なのか？
- 子どもの本当の姿を知る。
-



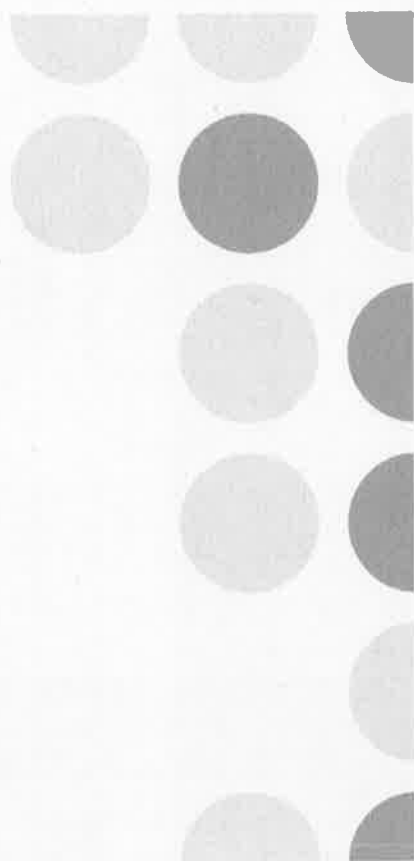
大好きなサンドイッチが食べられない！

---



「園長先生、トランポリン！」を伝えたい

---



キノコの炊き込みご飯か、キノコの味噌汁か？

---



図工は何をする授業なのか？

---



赤ペンの恐怖

---

終わらない宿題

---



玄関に入れない！

---

「メロンパン！」を伝えたい！

---



## つくし園で行っている支援

- 日常生活技能（食事・排泄・着脱・清潔）の獲得。
  - 自尊心、自己をコントロールする力を育みます。
  - 好きなもの、興味のあるもの、楽しいものを探り、意欲、好奇心を育みます。
  - コミュニケーションの手段を確認し、意思疎通できるような関わり。
  - 安心感、人との信頼関係（愛着関係）を育みます。
- 

## つくし園で行っている支援②

- 自閉症などの特性に沿って日常生活、集団生活を組み立てる。  
→支援の過程で見える子どもの特性と必要な配慮工夫を共有
  - 治る、追いつくと思いたい子どもの症状  
→文化としての生活スタイルを保護者に理解していただくこと
  - 学習会、懇談会などで、子どもに関する課題、現状の理解に必要な下地を作る。
-



令和4年度 県・市町村青少年相談担当職員研修会



## 専門アドバイザーの仕事と学校支援

群馬県立渋川特別支援学校

教諭 武井 絵里子

### 専門アドバイザーとしての仕事

- 巡回相談
  - ・ 保育園、小中学校、高等学校、特別支援学校
- 心理検査の実施
  - 年長児から高校1年生まで
- 校内研修の講師
- 未就学児「親子発達教室」への参加

## 令和3年度 相談支援業務

- 乳幼児 9名
- 保育園 幼稚園 47名
- 小学校 97名 (通65 支32)
- 中学校 24名 (通21 支 3)
- 高等学校 14名
- 特別支援学校 3名
  
- 校内研修講師 3件 (小学校2 高校1)

## 学校支援と外部との連携

- 支援の依頼は、各校の特別支援教育コーディネーターからくる
  - \*学力不振 授業中の活動に乗れない
  - 一斉指導で話が伝わらない 登校渋り など
- スクールカウンセラーとの間接的な連携
- 盲学校のアドバイザーとの連携  
「目の相談」の紹介

ご清聴ありがとうございました。



# 発達障害の支援

## ～児童相談所の場合～

中央児童相談所発達支援係  
児童心理司・吉田喜美子

## 児童相談所の構成

- 企画調整係（中央のみ）
- 施設里親係
- 家庭支援係（第一・第二）
- 虐待対応係
- 発達支援係
- 一時保護係（中央・東部のみ）

# 発達支援係

- 職員：児童心理司、精神科医師（非常勤）
- 相談内容
  - ①療育手帳
  - ②発達障害
  - ③虐待
  - ④その他（非行、家庭不和、乱暴など）

## 発達障害相談について

- ①きっかけ
  - ・保護者の心配から
  - ・他の相談から
- ②相談期間
  - ・ケースバイケース。単発で終わることもあれば継続もある。
- ③他機関との連携
  - ・相談支援事業所、基幹相談支援センター
  - ・放課後等デイや児童発達支援の事業所
  - ・市町村（子育て、福祉、保健センター）、学校、医療機関。



## 心がけていること

- 実態に即した助言かどうか。自己点検。  
本人の特性+家族、家、学校など。  
例) 約束は書いて貼っておく?  
例) 別室でクールダウンしてください?  
例) トークン。お手伝い一つ1ポイント?
- 丁寧な応対
- その他

## 二次障害を引き起こさないために

- 発達障害特性を踏まえた支援。
- トラウマ視点も必要。
- 一見してわかりにくい子どもたちの困り感に気づく。
- 将来目指すべき姿。
- 子ども自身の障害理解についてどう考えていくか
- 保護者対応について。保護者の思いに寄り添う。
- この子らしさを大切にしていく。

※関係機関との連携について  
情報共有、ひきつぎ

# ～玉村町～ 健康福祉課(保健セ)・子ども育成課、学校教育課

- ◆令和2年から、ひきこもり支援を始めました(「なんでも福祉相談窓口」/CSWの配置/「重層的支援体制整備事業」)
- ◆10年以上ひきこもり状態で、不登校からひきこもりになったケースに実際に遭遇する。本人との接触到難航...
- ◆ひきこもり当事者の中に「生きづらさ(発達障害も含む)」を感じている方が多い

→ひきこもる前に(不登校のうちに)支援を強化した方がいいのでは!?

学校と福祉部局はどう関わればいいのか??学校教育課を交えて、庁内で話し合う

## <話合いの結果>

- ・今、学校は不登校を「選択肢」として多様性を認める方向。担任は直接対応しきれない状況
- ・保健センターの情報を学校へ引き継げない(親の同意がない)
- ・玉村町では、SCWやSCを充実させている

→でも結局、関係者は悩んでいる(どのように学校と連携が出来るのか?役割分担をどうすれば...)

## <今後>

- ・学校部局と福祉部局の「横の連携」を強化したい
- ・以前からのツールである『にじいろファイル』にもう一度光を当てて、情報を活用して一体的に支えていきたい(就学支援委員会等で周知予定)

令和4年12月12日「県・市町村青少年相談担当職員研修会」玉村町資料

## 玉村町の相談支援ファイル

# 「にじいろファイル」

がはじまります

ご本人やご家族をみんなで支えるファイルです



◆主として外障が原因になり、日常生活に困りごとや悩みを抱えるご本人やその保護者の方にお届けします。

◆ご本人やご家族、その支援者(サポートする人)が一冊につくるオリジナルファイルで、何冊からでも使えます。

◆ご本人やご家族の思いを支援者に伝えたり、サポートを受けたりするときに役立ちます。

◆お子さんの成長や子育てなどに不安のある保護者の方にも、お使いいただけます。

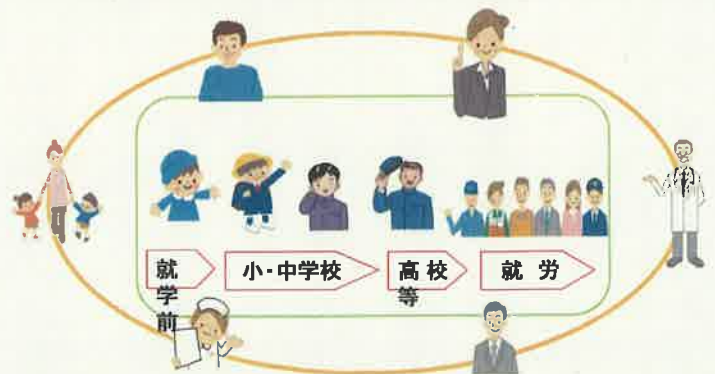
「にじいろファイル」を使って  
みんながかかわり、みんながつながりましょう

見直しを希望の方は、お住まいの地域にある玉村町の相談支援教育コーディネーター、保健所の保健師、保健センター、玉村町保健課、玉村町障がい者(児)支援センターに相談してください。

【相談支援ファイル「にじいろファイル」についてのお問い合わせ先】  
玉村町保健センター 相談ファイル担当係 TEL. 0270-64-7708  
玉村町教育委員会 学校教育課 相談ファイル担当係 TEL. 0270-64-7713

## 「にじいろファイル」の活用

保護者と一緒に、成長の様子やさまざまな機関(教育・医療・保健・福祉等)での相談や支援の内容を一冊にまとめ、情報共有や継続した支援につなげる



いろいろな人とつながって、成長過程で一貫したサポート

## 第2部 意見交換メモ用紙

---

### 【第2部 意見交換】

乳幼児期・学齢期の発達特性の相談・支援における各機関の連携について、玉村町における取り組み事例の課題を受けて、登壇者で意見交換を行います。

■ コーディネーター：NPO法人リンケージ理事長 石川京子氏

■ 助言者：鈴木基司氏、岡直矢氏

■ 事例報告：「玉村町における健康福祉分野と学校教育との連携について」（別紙）

【玉村町役場】 健康福祉課 課長補佐社会福祉係長 畑中哲哉氏

コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 阿部美那子氏

同保健センター 健康管理係 係長（保健師） 中澤美由紀氏

主任（保健師） 一場 悠氏

子ども育成課 子育て支援係 係長代理（保健師） 飯島綾子氏

【玉村町教育委員会】 学校教育課 生徒指導係長 原田知典氏

■ 登壇者：望月恵氏、秋松宗雄氏、武井絵里子氏、吉田喜美子氏

【まとめ】 石川 京子氏

Blank memo area for notes.